

ソフトウェア使用許諾約款

センサーテクノロジー株式会社

センサーテクノロジー株式会社（以下「弊社」といいます）は、ソフトウェア使用許諾約款（以下「本約款」といいます）の条件にご同意いただいたお客様に対し、ソフトウェアの使用を許諾します。お客様は、第3項 使用権を行使した時点で本約款に同意し契約は成立するものとします。なお、弊社が提供するソフトウェアに別途使用権許諾約款が存在するものはそちらを優先します。

1. 定義

本約款において本ソフトウェアとは弊社がお客様に対して使用許諾をするソフトウェアの事をいいます。次の4つを含みます。

(1) 本ファームウェア

- ・製品本体に内蔵又はインストールを行い、製品本体を動作させるためのプログラム及び修正モジュール

(2) 本プログラム

- ・弊社から提供される、コンピュータ上で動作するプログラム一式及び修正モジュール

(3) 本定義ファイル

- ・弊社から提供される、製品本体上で処理される要素が書かれた定義ファイル

(4) 本印刷物

- ・本ソフトウェアに含まれるすべての印刷物及び電子化された資料
- ・今後において、本ソフトウェア使用の為に提供される印刷物及び電子化された資料

2. 権利の帰属

本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は弊社に帰属する、又は第三者から正当なライセンスを得たものです。本契約のもとで明示的にお客様へ許諾される権利を除き、本ソフトウェアに関するすべての権利は弊社又は弊社が権利の許諾を受けている第三者に留保されます。

3. 使用権

弊社は本契約記載の条件に従い、お客様に対して日本国内における非独占的で譲渡不可能な次に記載する条件を許諾します。

- ・弊社の提供する製品本体及び弊社の許可する機器での使用を許諾します。
- ・ライセンス情報及びライセンス期限があるものについてはその使用の範囲及び期限で利用できるものとします。
- ・本契約のもとで許諾されたソフトウェアの使用を目的として、本印刷物を使用する権利を許諾します。
- ・本ソフトウェアで提供されたインストール可能な状態のプログラムデータファイル及び定義ファイルにおいては、バックアップ目的に限り複製する権利を許諾します。

4. 禁止事項

- ・使用権に明記される場合を除き、本ソフトウェアの全て又はその一部をいかなる目的の為にためにも複製することはできません。
- ・本ソフトウェアを本印刷物に記載される以外の使用方法にて使用する事はできません。
- ・本ソフトウェアの使用の為に提供されたライセンス情報については、弊社に認められた製品本体及び台数を超えた使用をすることはできません。
- ・本ソフトウェア及びその一部に対して、逆アセンブラや逆コンパイル等のリバース・エンジニアリングを行うことはできません。また、本ソフトウェアの全て又はその一部を改変及び改作することはできません。

- ・本ソフトウェアに関して記載される、著作権、特許、商標等の知的財産権の表示を改変や削除することはできません。
- ・本契約において許諾される権利を第三者へ譲渡または再許諾することはできません。また、本ソフトウェアを第三者に販売、貸与もしくは譲渡を行うことはできません。ただし、製品本体と共に販売、貸与もしくは譲渡する場合であって、かつ譲受人または貸与を受けた者に本契約における義務のすべてを引き継がせ、機器管理者の変更を弊社に通知し、許諾する場合を除きます。

5. 責任の制限

- ・弊社は、本ソフトウェアに関して、プログラミング上の誤りその他の瑕疵がないこと、お客様の特定の目的に適合すること、ならびに本ソフトウェアおよびその使用がお客様または第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についても保証を行うものではありません。
- ・弊社は本契約その他いかなる場合においても、結果的、付随的あるいは懲罰的損害において、一切責任を負いません。
- ・本ソフトウェアに起因して弊社がお客様もしくは第三者に対して負担する責任の総額は、いかなる場合においても本ソフトウェアの使用許諾の対価としてお客様が実際に支払われた金額を超えることはありません。

6. 終了

- ・お客様は、本ソフトウェアおよびそのすべての複製物を適切に廃棄することにより、いつでも本契約を終了させることができます。
- ・お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、弊社は事前の通知なくただちに本契約を解除し、お客様へ許諾された本ソフトウェアの使用権を終了させることができます。この場合お客様は、本ソフトウェアおよびそのすべての複製物をただちに廃棄していただくこととします。
- ・本契約が終了した場合においても、理由のいかんを問わず、お客様が本ソフトウェアに関して支払われた代金が返却されることはありません。
- ・本契約の第2項 権利の帰属、第4項 禁止事項、第5項 責任の制限、第6項 終了、第7項 輸出関連法規の遵守、第8項 一般条項、第9項 本約款の変更及び第10項 その他の規定は、本契約の終了後または解除後においても効力を維持するものとします。

7. 輸出関連法規の遵守

- ・お客様は本ソフトウェア及びそれに含まれる情報・技術を日本並びにその他の関係国が出荷等を禁止ないし制限している国に出荷、移転又は輸出しないことに同意します。
- ・お客様は本ソフトウェアまたは本ソフトウェアをインストールした製品本体を日本国外へ持ち出し、または「外国為替及び外国貿易法」にいう非居住者へ提供する場合、「外国為替及び外国貿易法」を含む日本政府および外国政府の輸出関連法規を厳密に遵守することに同意し、必要とされるすべての手続きをお客様の責任と費用で行うこととします。

8. 一般条項

- ・本契約のいずれかの条項またはその一部が法律により無効となった場合には、かかる部分を本契約から削除されるものとします。

9. 本約款の変更

- ・本約款は事前の連絡・合意なく、変更することがあります。
- ・本約款を変更する場合には、主に弊社ホームページへの掲載を行い、変更内容及び変更時期を事前にお客様に周知します。また、変更後も対象ソフトウェアを継続的に使用された場合は、お客様は変更内容に同意されたものとみなします。ただし、法令に別段の定めがある場合を除きます。

10. その他

- ・本契約は日本国の法律に準拠します。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的な管轄権を有するものとします。

以上

セノバシステム株式会社